平成２９年（フ）第５７０号
神奈川県小田原市久野157番地の１
債務者　大塚　光夫
１　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７４号
神奈川県小田原市蓮正寺602番地　市営葭田住宅１号棟３号室
債務者　劔持　洋子
１　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４０５号
名古屋市東区新出来２丁目１番13号　ロータリーマンション新出来605号
債務者　増田　和広
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２０号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―908　ＵＲ堀田公団、住民票上の住所大阪市西区九条２丁目22番10号　201
債務者　Ｏｆｆｉｃｅ　Ｒａｙ’ｚこと　坪根　令
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４７号
愛知県半田市横川町３丁目206番地の12　ゴールドハイツＡ棟201号、従前の住所岐阜県高山市石浦町２丁目411番地　マンションエクセル203号
債務者　大井寿美枝
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７５号
神奈川県平塚市西真土１丁目９番59―303号　グローリア90’
債務者　中村久美子（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７７号
神奈川県愛甲郡愛川町角田4597番地　メゾン小沢103
債務者　辻本　　誠
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６０２号
名古屋市中川区荒子１丁目215番地の１　カーサしのはら４Ｄ号
債務者　髙橋　　優
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２４号
神奈川県秦野市西田原366番地　サンハウス201号
債務者　小山　勇一
１　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６１０号
神奈川県愛甲郡愛川町角田1283番地の１　吉川アパート201、前住所神奈川県愛甲郡愛川町半原2126番地の５
債務者　玉城　正美（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６号
奈良県五條市二見３丁目８番29号　グッドヒル210号
債務者　亀田　　翔
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１０２号
島根県雲南市木次町木次463番地内８
債務者　末次　利永
１　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６３号
千葉県松戸市上矢切1092―３　濱田方、住民票上の住所千葉県市川市堀之内３丁目19番７―101号（エーヴィゲス市川）
債務者　木間塚祐子
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１４号
千葉県野田市五木新町13番地の１　スプリングハイツ203号
債務者　髙野　祐樹
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３８号
千葉県柏市布施1426番地の内１
債務者　野口　理恵
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２９号
千葉県柏市手賀の杜２丁目６番地24
債務者　城　　香織
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

第明治三十五種郵便物認可